犬山市住宅リフォーム補助金に係る提出書類一覧表（2023年4月～）

種別	提　出　書　類	チェック	備　　考	交付・作成者
交付申請	補助金交付申請書		交付要綱　様式第1	都市計画課
	親子関係を証明する書類（同居の場合）		戸籍謄本 (親子関係が確認できるもの)	本籍を置く市町村
	リフォームを行った後において居住する者全員に係る住民票の写し		世帯全員の住民票の写し（続柄・本籍記載のもの）又は戸籍の附票等 【多子世帯に該当□】	市民課
	補助対象事業費の内訳が分かる書類		見積書 （工事内容の分かるもの）	事業者等
	位置図、改修計画図等事業概要を明らかにする図面		位置図(地図上に対象敷地を表示したもの)および工事内容・範囲が分かる図面	事業者等
	調査承諾書		交付要綱　様式第2 リフォーム後に居住する者全員の自署又は記名押印、「（別紙）申請者等」の添付	都市計画課
	その他市長が必要と認める書類		建築確認済証（写し） (紛失等の場合は事前に相談して下さい)	―
			建物の所有の分かる書類（直近の固定資産税納付通知書、建物登記簿謄本など）	法務局・税務課 等
			申請後に多子世帯に該当する場合は母子手帳（写し）	―

完了実績報告	完了実績報告書		交付要綱　様式第6	都市計画課
	契約書関係		工事契約書（写し）	事業者等
	図面等		位置図、内容・施工箇所が分かる図面（下記写真でも代用可）	事業者等
	写真		工事着工前および完了後のもの （施工箇所の分かるもの各２面程度）	事業者等
	支払の関係書類		領収書又は請求書（写し） （請求書の場合は、振込受付書または通帳の写しを添付してください。）	事業者等
	居住するもの全員の住所異動後の住民票の写し		申請時より内容が変更した場合のみ	市民課
	一部が転入できない場合の理由書		該当者のみ	申請者
	軽微な計画変更の内容がわかる書類		工事内容の分かる変更契約書等 （補助対象工事費について交付申請時より変更が生じている場合のみ）	事業者等
	親世帯の住宅等を取り壊しなど証明する書類		該当者のみ： ・滅失登記又は家屋取壊し届出書（写し） ・売買契約書（写し） ・賃貸契約解除の証明（写し）	事業者等
	その他市長が必要と認める書類		申請後に多子世帯に該当する場合は母子手帳（写し）	申請者

補助金請求	補助金交付請求書		交付要綱　様式第8	都市計画課
	申請者名義の通帳の写し		申請者名義の通帳の原本確認書類（写し） （名義人・口座番号 等が確認できる部分）	申請者